

ホール・ロビーパフォーマンス運営規則

(名称)

第1条 本事業を、ホール・ロビーパフォーマンスと称する。

(目的)

第2条 本事業は、中央公民館の1階ロビー、2階ホール、牛窓町公民館の2階大講座室、長船町公民館の2階夢いっぱいホールを活用し、文化芸術における様々なパフォーマンスを披露する場を出演者に提供し、市民が気軽に文化芸術に触れて楽しむことを目的とする。

(主催)

第3条 本事業は、文化があふれるまちづくり委員会（以下「委員会」とする。）を主催として運営する。

(共催)

第4条 本事業は、瀬戸内市中央公民館（以下「公民館」とする。）が共催に相当する事業として運営する。

(開催)

第5条 本事業は、利用申込があった際、事務局による審査を経て、適当と認めた場合に限り、各公民館の利用状況に応じて開催日を決定する。なお、前条のとおり瀬戸内市中央公民館の共催に相当するため、使用料及び冷暖房使用料は減免とする。

(出演)

第6条 中央公民館の1階ロビー、2階ホール、牛窓町公民館の2階大講座室、長船町公民館の2階夢いっぱいホールを活用し、各種文化芸術団体及び個人が出演する。

- 2 出演の詳細については、ホール・ロビーパフォーマンス出演要項（以下「要項」とする。）を設置し、それに従うこととする。
- 3 出演希望者は、要項を承諾した上で出演申込用紙を提出し、委員会及び公民館の審査、承認を受ける。
- 4 前項で出演の承認を受けた団体及び個人を委員会及び公民館が管理、調整し、出演する日時を決定する。
- 5 出演における報償費や交通費、運搬費などの経費は出演団体及び個人が負担することとする。
- 6 原則として、出演における搬入、会場準備、ステージ設営、撤収、片付け、原状回復を出演団体及び個人が行うこととする。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附則

この規則は、令和2年4月24日から施行する。

この規則は、令和7年11月13日から施行する。